

環境配慮型旅行推進事業交付基準－別表				
助成対象事業者	助成対象経費	助成対象期間	助成率・額	助成対象者
都内の観光協会、商工団体、民間事業者等が多摩・島しょ地域で自ら実施する、環境配慮型旅行に係る以下の新たな取組が助成対象事業となります。	助成対象経費は、「助成対象事業」に係る次の(1)～(4)の条件に適合する経費であります。(1)助成対象事業として決定を受けた事業を実施するための必要最小限の経費(2)助成対象期間内に契約、取得、実施、支払いが完了した経費(3)助成対象(従業・半従業、規模等)の確認が可能であり(※)、かつ、本助成事業に係るものとして、明確に区分できる経費。※原則として、申請書記載の機器等購入物品や当該助成事業の成果物が東京都内で確認できること。(4)財産取得となる場合は、所有権等が助成事業者に帰属する経費	助成対象期間は令和5年1月1日から振替まで(令和2年3月31日まで)(※)助成限度額：1,500万円(下限額：1,000万円)	助成率：助成対象経費の2分の1以内	東京都内の次の①～⑤のいずれかに該当する者が助成対象者となります。
【助成対象事業】マーケティング、コンテンツ開発、モニターチア、プロモーション等	【助成対象事業】マーケティング、コンテンツ開発、モニターチア、プロモーション等	①都民会議等	A「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係又は改進営業のうち暴力団通常、ギャングル業、賭博業等、東京都又は東京範囲外財団が公的資金の助成として選択ではないと判断する法人及びこれに類するものではないもの。	
【ハード事業】ICT化、機器導入、施設整備等	【ハード事業】ICT化、機器導入、施設整備等	②商工会、商工会連合会、商工会議所	B過去5年内に刑法による罰則の適用を受けている者(法人その他の団体にあっては代表者も含む。)	
※1 対象事業は、ソフト事業のみもしくはソフト事業とハード事業を組み合わせた取組とし、ハード事業のみの申請は不可とします。	【助成対象事業】外注・委託料	③特定非営利活動法人	C事業者その他の相続の未承認又は漸済がないものの、東京都及び東京税務署に対する貸付・使用料等の債務の支払い済っていないもの。	
※2 当事業における環境配慮型旅行とは、次の①～⑦の条件を全て満足するものとします。	④一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人	D 通告に開・都道府県・区市町村・東京範囲外、東京都中小企業振興公社等から助成事業の交付決定者等、等を受けているものの、又は法令違反等不正の事例を起こしていないもの。		
① 地域の自然資源の保全を通じて、観光資源の持続的な利用や価値を高める取組となっていること。	【経費例】マーケティング調査委託、モニターチア実施委託、デザイン委託、プランディング	E 民事再生法(平成11年法律第55号)、会社更生法(平成14年法律第154号)、破産法(平成16年法律第75号)に基づく命令、命令中(再生計画等認可事務)でのA～Dのいずれかに該当する者		
② 旅行者が参加・滞在することで環境配慮を中心としたステップワールドリソースの活用や資源循環の促進等による消費増加と満足度向上につながるような取組になっていること。	② 人材育成費	F 助成事業の実施に当たっては関係法令を順守し、必要な許認可を取得するもの。		
③ 事業の取組が「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」の指標カテゴリーDと関連し、地域のサステナブルツーリズムに貢献するものであること。	【経費例】コーディネーター・ガイド研修費、マニュアル作成費用	G 本事業への申請は、一事業者一申請に限ること。同一テーマ・内容で、国・都道府県・東京範囲内において販売場を設け、営業を行っている小売事業者		
④ 日本版可能な観光ガイドライン(JSTS-D)（観光HP） https://www.mlit.go.jp/kankoucho/content/000150848.pdf	③ 産業生産推進費・導入費	H 同一テーマで、同様の販売場を設け、旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売などを行っているもの。		
※3 事業者の本社・支社が23区内にある場合であっても、多摩・島しょ地域で対象事業を実施する場合は対象となります。	開発したコンテンツ、システム等に係る商標権、特許権等の産業財産権の出願(調査も含む)をする経費及び必要な産業財産権を他の事業者から譲渡又は実施許諾を受けた場合の調査費用	I 自社で助成事業の実施場所(宿泊施設・旅館等)を多摩・島しょ地域に確保していること。		
※4 なまこ・多摩・島しょ地域とは、次に掲げる地域を指します。	④ 削除			
多摩地域 東京都多摩市および島しょ地域を除く地域	⑤ 以下の中のA～C全てに該当する者			
イ 島しょ地域	A 東京都内における登記簿等上の本店又は支店があり、令和4年7月1日現在で、引き継ぎ1年以上事業者としている者(個人事業者含む。)			
大田町、新宿区、練馬区、中野区、杉並区、御茶水、八丈町、青ヶ島町、小笠原村	B 令和4年7月1日以前の1年内に休眠・休業(緊急時指揮等に基づき休業を除く)でないこと			
(4) 公序良俗に反する事業など、事業の内容について適切ではないと判断する事業	C 助成事業の実施を予定する場合に該当する者	D その他東京都内において販売場を設け、営業を行っている小売事業者		
※5 集客イベント等を実施する場合は、東京都内の「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」「新しい日常」の定着に向けて、等に基づく感染防止法を講じてください。また、感染拡大等による緊急事態宣言の発出・都の緊急事態措置等があった場合は、その内容に応じて、事業の延長・中止等の対応を求められることがあります。それ以外に実施されたものについては、助成対象外とすることがあります。	⑥ 以下の中のA～C全てに該当する者	E その他東京都内において販売場を設け、旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売などを行っているもの。		
【以下の事業は助成対象外とする】	⑦ 事業者へ委託して行う運送用のカタログ・パンフレット、H・P、プロモーション映像等の製作に係る経費(報酬費を含む。)	F 本年度に限り、税務署に提出したこと。		
(1) 開拓、開拓資本等の事業と直接関係のない経費の助成を目的としている事業	⑧ ②外部事業者が受けた報告書等の提出に係る経費(報告費を含む。)	G 本年度への申請は、一事業者一申請に限ること。同一テーマ・内容で、国・都道府県・東京範囲内において販売場を設け、旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売などを行っているもの。		
(2) 環境配慮型旅行に係る取組の内容が特定の顧客(法人・個人)向け、	⑨ Webでのリスティング広告、バナー広告等への提出に係る経費(報酬費を含む。)	H 同一テーマで、同様の販売場を設け、旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売などを行っているもの。		
汎用性のない事業	⑩ 総務部の事務部門が行うリードフォーミュラード毎の掲載期間、クリック数、平均単価等が分かる書類等の提出に係る経費(リスティング広告・バナー広告等はリンク先が対象サービス・商品のページに転送していることが要です)。	I 自社で助成事業の実施場所(宿泊施設・旅館等)を多摩・島しょ地域に確保していること。		
(3) 単独の事業で、地域への定着など顕著性がない事業	⑪ 自社で開催するPR・イベントに係る経費(会場借用料、装飾等の資材費・運搬費、出張料、保険料、通訳・翻訳費用を含む)	J 本年度への申請は、一事業者一申請に限ること。同一テーマ・内容で、国・都道府県・東京範囲内において販売場を設け、旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売などを行っているもの。		
(4) 公序良俗に反する事業など、事業の内容について適切ではないと判断する事業	⑫ ⑤のA～C全てに該当する者	K 本年度への申請は、一事業者一申請に限ること。同一テーマ・内容で、国・都道府県・東京範囲内において販売場を設け、旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売などを行っているもの。		
※6 環境配慮型旅行の実施に直接必要な専門的な技術・知識等について、新たに外部の専門家から学ぶ等、助言を受けける場合に「外注・委託費」に計上してください。また、人材育成に係るものは「人材育成費」に計上してください。	⑬ 指導報告書の提出が必要です。	L 本年度への申請は、一事業者一申請に限ること。同一テーマ・内容で、国・都道府県・東京範囲内において販売場を設け、旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売などを行っているもの。		
※7 事業者へ委託して行う運送用のカタログ・パンフレット、H・P、プロモーション映像等の製作に係る経費(報酬費を含む。)	⑭ 助成対象期間中に新たに契約したもののみ助成対象となります。	M 本年度への申請は、一事業者一申請に限ること。同一テーマ・内容で、国・都道府県・東京範囲内において販売場を設け、旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売などを行っているもの。		
※8 交通費のうち、以下の中のものは助成対象となります。	タクシージャンボリムバード等の公共交通機関料金、レンタカー代など公共交通機関以外のもの利用による交通費(例:鉄道のリゾート・乗利料金、航空機の国内線のプレミアムシート等及び機内食のファーストクラス・ビジネスクラス料金等)。	N 本年度への申請は、一事業者一申請に限ること。同一テーマ・内容で、国・都道府県・東京範囲内において販売場を設け、旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売などを行っているもの。		
※9 交通費のうち、等級を設ける船を利用する場合、船舶運賃が3段階に分かれているものは中級以下(例えば、「特等」「一等」「二等」)分かれているものは「一等」)、二段階に分かれているものは下級の運賃を助成対象とします。	カ 交通費のうち、等級を設ける船を利用する場合、船舶運賃が3段階に分かれているものは中級以下(例えば、「特等」「一等」「二等」)分かれているものは「一等」)、二段階に分かれているものは下級の運賃を助成対象とします。	O 本年度への申請は、一事業者一申請に限ること。同一テーマ・内容で、国・都道府県・東京範囲内において販売場を設け、旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売などを行っているもの。		
※10 助成事業の実施手続きに係る指導・助言は助成対象としません。	ク 既存事業や新規に係る顧問契約の一環を助成対象とすることはできません。	P 本年度への申請は、一事業者一申請に限ること。同一テーマ・内容で、国・都道府県・東京範囲内において販売場を設け、旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売などを行っているもの。		
※11 ICT化経費	⑮ ⑤のA～C全てに該当する者	Q 本年度への申請は、一事業者一申請に限ること。同一テーマ・内容で、国・都道府県・東京範囲内において販売場を設け、旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売などを行っているもの。		
※12 環境配慮型旅行の実施に直接必要な新たなシステム構築、ソフトウェア導入、クラウド利用等に係る経費	⑯ ⑤のA～C全てに該当する者	R 本年度への申請は、一事業者一申請に限ること。同一テーマ・内容で、国・都道府県・東京範囲内において販売場を設け、旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売などを行っているもの。		
【経費例】導用システム・アプリケーションの構築、A.I.(人工知能)の導入・利用、ビッグデータ取扱・解析経費	⑰ ⑤のA～C全てに該当する者	S 本年度への申請は、一事業者一申請に限ること。同一テーマ・内容で、国・都道府県・東京範囲内において販売場を設け、旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売などを行っているもの。		
① システム構築費	⑱ ⑤のA～C全てに該当する者	T 本年度への申請は、一事業者一申請に限ること。同一テーマ・内容で、国・都道府県・東京範囲内において販売場を設け、旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売などを行っているもの。		

<p>※助成対象期間内にシステム構築の完了が必要です。 ※システム保守費用は助成対象外です。</p> <p>(2) ソフトウェア導入費 新たなソフトウェア導入に要する経費 ※例：エクセル等の汎用性のあるものは助成対象外です。 ※離脱したソフトウェアの導入・利用の場合は、助成対象期間内の経費が助成対象外です。</p> <p>(3) クラウド利用費 当社が依存していないサーバーにインターネット等を介して接続し、アプリケーション機能の提供を受け、またデータの保存領域の割り当てを受けるための新たな経費 【初期費用】 ・サーバー初期設置経費、アリゲーション構築経費（専門カスタマイズ経費を含む）、データ移行経費、導入マニュアル作成経費 【日々の運用料】（助成対象期間内の経費が対象。） ・サーバー利用料、アリゲーション料、クラウド利用のためにサーバーに接続するための通信費、導入マニュアル作成経費</p> <p>(4) データ取得・解析経費 新たなデータの取得及び解析に関する経費</p> <p>7. 機器・備品等購入費 環境配慮型旅行の実施に直後に必要な機器、設備、備品の新たな購入、リース、レンタル（賃料費、運送費用も含む）に要する経費 【器具例】環境に配慮したツアーや旅館に必要な電動自転車等の物品、サステナブルな体験コンテンツの実施に必要な教材、自然観光資源の利用状況のモニタリングに必要な機器 <注意事項> ア 1点あたりの購入単価が1万円（税抜）以下のものを対象とします。 イ リース、レンタルにより調達した場合は、助成対象期間内に新たに賃貸借契約を締結したものに限り助成対象となります。 ウ 勤務により派遣した場合はすべての支払いが助成対象期間内に終了するものに限り助成対象となります。 エ 次の経費は、助成対象となりません。 (ア) リース、レンタルについて、助成対象期間外に係る経費 (イ) 自社以外に設置する機器・備品等に係る経費 (ウ) 中古品の購入等に係る経費</p> <p>8. 施設整備費 環境配慮型旅行の実施に係る施設や設備の整備や改修に要する工事経費 【器具例】ツアーアクティビティに活用できる、観光地へのハイオイル設置や歩道整備、環境配慮型旅行で採用する多言語の案内看板設置 <注意事項> ア 申請事業と直接関係する工事が補助対象となります。老朽化等に伴う単なる改修等は補助対象となりません。 イ 原材料を調達して自らが工事を行った場合の経費は補助対象外です。 ウ 勤務により工事を行った場合はすべての支払いが助成対象期間内に終了するものに限り助成対象となります。 エ 次の経費は、助成対象となりません。 (ア) リース、レンタルについて、助成対象期間外に係る経費 (イ) 受けた決算時に発生・施工又は導入した設備等に係る消耗品費 (ウ) 工事終了後の維持費、メンテナンスに係る消耗品費</p> <p>※本事業に係る1件100万円（税抜）以上の経費については、2社以上の複数業者から見積書を請求し、適正な価格の業者を選定してください。</p> <p>※事業の実施に伴う収入があり、助成を受けることによって収益（※1）が生ずる場合は、助成金の額から収益相当額を控除します。 （※1）具体的事業費をえた「利潤（収益）」のみが控除となります。助成対象経費の自主財源分（2分の1）と助成対象の経費の合計での収入は控除対象となります。</p> <p>【以下の経費は助成対象外です】 (1)助成対象経費に記載のない経費 - 土地・建物・施設取得費（土地・建物・施設の取得、造成及び総償に要する経費） - 貸借料（不動産を借りる場合に必要な土地の賃借料等） - 消耗品の購入（事務消耗品等） - 助成対象者の人件費 - 飲食（専門家指導費に係るものは可とする。） - 給食費（施設の維持管理費、光熱水費、既存のサーバー使用料、回線使用料等） - 金券等購入費 - 相続公課（消費税、地方消費税等） - 車両・船舶購入費（同じく、キャッシングトレー等、事業運営上目的外使用となりにくくもの等） その他の事業に直接関係しない経費（儀礼的経費、振込手数料、借入金等の支払利息、使用料等のないもの等） (2)契約・取得、実施、支払（決済を含む）までの一連の手続が助成対象期間内に行われていない経費 (3)国・都・東京観光財團・京都府中小企業振興公社等が実施する助成金の交付を受けた経費（ただし、市町村からの助成金は併用可）。なお、当財團・中小企業振興公社等が実施するものに限られ、他の助成金の引替申請は不可） (4)助成事業に關係のない機器等の購入、業務委託等の経費、申請書に記載のない経費 (5)助成事業に關係する見積書、契約書、請求書、振込受付書類等の帳票類に不備がある経費 (6)通常業務・取引と混合して支払いが行われており、助成対象経費の支払いか明確に区分できない経費 (7)他の取引と相殺して支払いが行われている経費 (8)他社銀行の手形や小切手、クレジットカード等により支払いが行われている経費（原則は振込払い） (9)購入時、ポイントカード等によるポイントを取得した場合のポイント分 (10)汎用性があり、目次外使用に限り得るもの (11)一般的な市場価格又は事業規模に対して著しく高額な経費 (12)公的資金の用途として社会理念上、不適切と認められる経費 (13)その他対象外と認められる経費</p> <p>【その他注意点】 ○契約・購入先の制限 新会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引は行わないでください。一度、他の業者を介して、再委託等を受ける行為や、申請団体及びその役員等に職務的に助成金を原資とする資金が還流し、受け取る行為も同様とします。</p>			
---	--	--	--